

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成30年5月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「別紙資料（岩石採取場の区域）に係る国定公園の解除許可申請書及び許可書等 保健福祉環境部阿南」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成30年5月24日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「当該区域は、自然公園法に係る室戸阿南海岸国定公園の特別地域等ではないため、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在である。」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成30年5月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和5年6月27日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

あるべき書類がない。

### 2 審査請求の理由

あるべき書類根拠書類を提示しない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、本件請求に係る公文書公開請求書に添付した別紙資料で示す岩石採取場の区域について、自然公園法に基づき指定された室戸阿南海岸国定公園の特別地域等に該当すると考え、自然公園法に基づく許可及び届出に関する申請書や許可書等の公文書を対象として本件請求を行ったものと思料する。
- (2) (1) に記した別紙資料は、審査請求人が別途取得した「採石法第33条の規定に基づく認可書(平成29年6月21日付け徳島県指令南総第33563号)の案」であると見られるところ、それに記載されている岩石採取場の区域は、徳島県〇〇市〇〇町〇〇番から〇〇番までの位置、面積〇〇平方メートルとなっている。
- (3) 自然公園法に基づき指定された室戸阿南海岸国定公園区域及び公園計画図(徳島県)で確認したところ、〇〇市〇〇町〇〇においては、第2種特別地域及び第3種特別地域が存在するものの、(2) に記した地番に係る区域から外れた南東部に位置している。
- このため、当該地番に係る区域については、室戸阿南海岸国定公園の特別地域等に該当しない。
- (4) これらのことから、実施機関は、本件請求の対象となる公文書を取得し、又は作成していない。
- 以上により、条例第12条第3項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日                       | 内 容 |
|-----------------------------|-----|
| 令和5年6月27日                   | 諮問  |
| 令和6年7月22日<br>第1部会(第13回)     | 審議  |
| 同 年 8 月 2 6 日<br>第1部会(第14回) | 審議  |

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件事案の対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「別紙資料(岩石採取場の区域)に係る国定公園の解除許可申請書及び許可書等」と特定して本件処分を行っている。これに対して、審査請求人は、あるべき書類がない旨主張していることから、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、審査請求人が示している岩石採取場の区域については、自然公園法に基づき指定された室戸阿南海岸国定公園区域及び公園計画図（以下「公園区域及び公園計画図」という。）で確認したところ、特別地域等に該当しないことから、本件請求の対象となる公文書を取得し、又は作成していないとのことである。

自然公園法第20条第3項では、「特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、（中略）国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。」と定められており、同項第4号には「鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。」と規定されている。

岩石採取場の区域は、徳島県〇〇市〇〇町〇〇番地から〇〇番地までであり、当審査会において公園区域及び公園計画図を確認したところ、〇〇市〇〇町〇〇に第2種特別地域及び第3種特別地域が存在するものの、岩石採取場の区域は室戸阿南海岸国定公園の特別地域等に該当せず、請求に係る文書の存在をうかがわせる事実は確認できなかった。

以上により、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

## 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿（50音順）

| 氏 名   | 職 業 等 | 備 考 |
|-------|-------|-----|
| 泉 純   | 行政書士  |     |
| 生長 拓也 | 弁護士   |     |
| 大森 千夏 | 弁護士   | 部会長 |
| 鎌谷 郁代 | 税理士   |     |